

スポーツ関係行事の共催及び後援に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人長野県スポーツ協会（以下「県スポ協」という。）が行事を共催し又は後援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、講習会、競技会等の集会又は催し物でスポーツに関係するものをいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

(審査基準)

第3条 共催し又は後援する行事は、次の各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。

- (1) 主催者が次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 国又は地方公共団体
 - イ 県スポ協加盟団体
 - ウ 産業経済団体、社会事業団体、文化事業団体、行政関連団体等公共的団体又はこれに準ずる団体
- (2) 主催者（その構成員を含む。）が次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 暴力団員又は暴力団その他の反社会的勢力である団体又は個人
 - イ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (3) 行事の内容が次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 行事の内容が明らかにスポーツの普及・振興及び競技力の向上に寄与するものであって、公益性が認められ、かつ営利を目的としないものであること。
 - イ 政治活動、宗教活動等と認められないものであること。
 - ウ 行事の範囲が、県郡市等規模以上にわたるものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 主催者の存在が明確であること。
 - イ 行事計画が明確で、主催者の行事遂行能力が充分であると判断されるものであること。
 - ウ 行事関係者が、社会的信用のある者であること。
 - エ 開催、開設の場所は、公衆衛生、災害防止について十分な設備及び措置が講ぜられていること。
 - オ 入場料、参加料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について充分配慮がなされており、いやしくも営利事業的なものでないこと。
 - カ 過去に共催し又は後援した者にあつては、承認の条件を履行しているものであること。

(手続)

第4条 共催又は後援を申請しようとする者は、行事（大会）共催・後援承認申請書（様式1）を原則として行事の開催の20日前までに、県スポ協へ提出するものとする。

2 共催又は後援の取消しをしようとするときは、理由を明記した文書で行わなければならない。

3 共催又は後援の承認を受けた者は、行事終了後1月以内に、行事（大会）共催・後援実施報告書（様式2）を提出しなければならない。

附 則

1 この制度は、平成11年8月17日に、制定する。

2 平成22年3月5日一部改定

3 平成24年4月1日一部改定

4 平成31年4月1日一部改定

5 令和2年8月1日一部改定

6 令和7年11月1日一部改定

様式1

行事（大会）共催・後援承認申請書

番号

年 月 日

公益財団法人長野県スポーツ協会
理事長 様

申請者名 団体名 _____
 役職 _____
 代表者名 _____
 担当者連絡先 _____

下記の行事（大会）について、共催・後援の承認を受けたいので申請いたします。

記

行事(大会) 名称	
開催期日	
開催場所	
予定参加人員	大会役員 名
	競技役員 名
	選手・監督・コーチ等 名
	観客・応援者 名
	その他 名
	合計 名

添付書類 *開催要項又は事業実施計画書

*申請団体役員名簿（県スポ協加盟団体又は国・地方公共団体は添付不要）

*大会収支予算書（県スポ協加盟団体又は国・地方公共団体は添付不要）

行事（大会）共催・後援実施報告書

番号

年 月 日

公益財団法人長野県スポーツ協会
理事長 様

申請者名 団体名 _____
役 職 _____
代表者名 _____
担当者連絡先 _____

年 月 日付け 長スポ第 号で承認のありました行事（大会）について、下記のとおり報告いたします。

記

行事(大会) 名 称			
開催期日			
開催場所			
参加人員	大会役員		名
	競技役員		名
	選手・監督・コーチ等		名
	観客・応援者		名
	その他の		名
	合計		名

添付書類 *大会結果、パンフレット等の実施がわかる資料

*大会収支決算書（県スポ協加盟団体又は国・地方公共団体は添付不要）